

相手方多数の遺産分割事件を申し立てる方へ（申立人用）

～迅速な手続進行にご協力をお願いします～

京都家庭裁判所遺産分割センター

近時、相続登記の義務化等の動きの中、相続開始から長期間経過し、当事者が多数にのぼる遺産分割事件を申し立てる方が増えています。

相手方多数の事件については、相手方の全部又は一部が期日に出席せず、最終的に「調停に代わる審判」（家事事件手続法284条）により終局する事例が多いところ、相手方多数のまま手続を進めると、期日通知や審判書の送達費用が多額となるほか、送達不奏功（住所不備、転居、受領拒絶等）や、手続中の当事者の変動（死亡による受継等）により、手続の終局までに長時間を要することがあります。また、申立て後に相続分の譲渡等が行われた場合、手続からの排除が必要となり、排除決定の通知・送達のため、更に費用と時間を要します。

そこで、迅速な手続進行のため、申立て前に、下記1の手続をできる限り完了した上、下記2の書類を速やかに提出してください。

1 相続人の整理（できる限り申立て前に手続きを完了してください。）

相続人のうち、手続に協力いただける方がいる場合は、以下の手続を検討してください。

(1) (申立人への)相続分の譲渡

▶提出書類:①相続分譲渡証書、②譲渡人の印鑑登録証明書

☞ 申立て前に相続分の譲渡が行われた場合、譲渡人は遺産分割の当事者適格を失いますので、当該譲渡人を申立書の当事者欄に記載する必要はありません。ただし、「相続分の放棄」の場合は当該放棄人を当事者欄に記載してください。

☞ 申立て後に、裁判所から当事者に対し、申立人への相続分の譲渡や相続分の放棄について働きかけることは、原則としてできません。

(2) (相手方による)申立人代理人への手続代理の委任(申立人に代理人がついている場合)

▶提出書類:①手続代理委任状、②双方代理についての同意書

2 申立て時の提出書類

通常の申立書類に加え、以下の書面を、申立て時又は申立て後速やかに提出してください。

① 法定相続情報一覧図(推奨)又は相続関係図

☞ 法定相続情報一覧図は、作成した一覧図に法務局の登記官が認証文を付したものです。取得方法等は、法務局のホームページをご確認ください。

② 交渉状況一覧表(別紙の様式で提出してください。)

③ 申立人が希望する分割案(調停条項案)

☞ 相続人の中に、相続分の譲渡の意向を有しているものやむを得ず上記1の手続が完了していない方がいる場合や、遺産の取得を希望しない旨の意向を有している方がいる場合には、②交渉状況一覧表にその旨を記載してください。

☞ 事案に応じ、第1回期日前に申立人との打ち合わせ期日を設定する場合があります。

以上